

鹿部町教育委員会
障がい者活躍推進計画
(令和2年度～令和6年度)

令和2年4月

障がい者活躍推進計画

令和2年4月（策定）

はじめに

鹿部町教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、小規模な機関であることから、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）等に基づく、障がいのある人を対象とした採用選考や働きやすい職場環境の整備等の組織的な体制整備は特段行ってきませんでした。

こうした中、令和元年6月、障害者雇用促進法の改正により、国及び地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画」（以下「障害者活躍推進計画」という。）を作成することとされました。

そこで、障がい当事者の視点に立つとともに、障害者雇用促進法の基本理念である「すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を踏まえ、障がいのある職員が職業生活においてその能力を発揮する機会を確保するため、この度、「鹿部町教育委員会障がい者活躍推進計画」を策定しました。

本計画のもと、障がいのある職員を含むすべての職員が働きやすい職場づくりに向けてしっかりと取り組んでまいります。

令和2年4月

I 障がい者活躍推進計画策定の基本的な考え方

1 策定主体
教育委員会

2 任命権者
教育長

3 計画期間
令和2年度から令和6年度までの5年間とする。

4 周知・公表
策定又は改定を行った計画は、すべての職員に対して周知するとともに、町公式ホームページに掲載する等、適切な方法で公表する。

II 教育委員会における障がい者雇用に関する状況

教育委員会においては、小規模の機関であり、これまで障がい者に限定した募集・採用は行っておらず、組織的な体制整備も特段行っていない。

現時点では、職員の中に障がい者はいない。

III 障がい者の活躍推進に向けた取組

1 推進体制の整備

- (1) 職員は主に鹿部町（以下「町長部局」という。）からの出向職員で構成されているため、障者雇用推進者は町長部局と同一の総務・防災課長を選任する。
- (2) 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員の相談しやすい体制を確保する。
- (3) 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合には、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

(1) 相談窓口への相談のほか、職員面談等の際に、障がい者である職員に対しては必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。

なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

(2) 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。

- ・特定の障がい者を排除し、又は特定の障がいに限定する。
- ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
- ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- ・「就労支援機構に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
- ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

4 目標

(1) 採用に関する目標

障がい者雇用の推進に関する理解を促進する。

(2) 定着に関する目標

なし

5 その他

国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。